

岐阜県公報

第二千四百七十六号
平成二十五年九月三日

(火曜日)

目次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知

県道の路線変更

道路の供用開始

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

保安林の指定解除予定

公 示

平成二十五年砂利採取業務主任者試験の実施

平成二十五年技能検定(後期)の実施

公共測量の実施

(治 山 課) 五八三

(道路維持課) 五八三

(同) 五八四

(砂 防 課) 五八四

(揖斐農林事務所) 五八四

(商工政策課) 五八五

(産業技術課) 五八六

(用 地 課) 五八八

告 示

岐阜県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八〇の二、二二八〇の一三、二二八一の二、二二八一の三、二二八二の二、二二八四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第四百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第二項の規定により県道の路線を次のように変更したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。その関係図面は、岐阜県土木整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十五年九月三日

70		整理番号	
新	旧	旧新別	
根藤尾橋線	根藤尾橋線	路線名	
本巣市根尾越卒	揖斐郡揖斐川町徳山	終点	起点
揖斐郡揖斐川町徳山	本巣市根尾門脇	重要な経過地	
		終点	起点
		重要な経過地	
		備考	

岐阜県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類
関上野線	路線名
美濃市大字御手洗字神戸一 一 一番一地从先から 同 市大字同 字同 一 三 番三地从先まで	区間
1100	延長（メートル）
平成 25.9.3	供用開始の期日
平成 25.11.1	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

岐阜県告示第四百十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十三年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

表旭町の項を次のように改める。

旭町	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
	中津川市坂下
	字町平 八〇二番八
	七九六番一四
	七七六番三
	七六七番一
	七六五番四地先道路敷
	七八九番一
	一号
	二号
	三号
	四号
	五号
	六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

- 揖斐郡揖斐川町北方字松尾二二八〇の二、二二八〇の三、二二八一の二、二二八一の三、二二八二の二、二二八四の二

<p>二 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため</p>	<p>の願書請求」と朱書きして、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。</p> <p>2 申込方法 受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。</p> <p>(一) 写真(手札形(縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。)</p> <p>(二) 受験票(用紙は、受験願書と同時に交付します。)</p> <p>3 申込受付期間 平成二十五年十月一日(火)から同月十五日(火)までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十五年十月十五日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。</p> <p>5 受験手数料 手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。</p> <p>なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。</p> <p>6 合格者の発表 平成二十五年十二月上旬(予定)に試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。</p> <p>七 試験結果の提供 平成二十五年年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。</p> <p>1 提供する試験結果 砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点</p> <p>2 提供期間 合格発表の日から一月間</p> <p>3 提供する場所 個人情報総合窓口(県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二九六)</p>
<p>公 示</p> <p>平成二十五年年度砂利採取業務主任者試験の実施</p> <p>砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定による平成二十五年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公示します。</p> <p>平成二十五年九月三日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 試験期日及び時間 平成二十五年十一月八日(金)午前十時から午前十二時まで</p> <p>二 試験場所 岐阜市藪田南二丁目一番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室</p> <p>三 試験科目</p> <p>1 砂利の採取に関する法令</p> <p>2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)</p> <p>四 受験手続</p> <p>1 申込用紙の交付 受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課 同部岐阜地域産業労働室及び各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で交付します。 郵送を希望する場合は、八十円分の切手(二部又は三部を希望する場合は、九十円切手)を貼った宛先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封の上、「試験</p>	

及び各振興局特別窓口
4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要で

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係（電話〇五八 二七八三八六）に問い合わせてください。

平成二十五年度技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号、以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により平成二十五年度技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、

金属溶解（鋳鉄キユボラ溶解作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、金型製作（プレス

金型製作作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金

作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及

び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積

回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配

線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作

業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油

圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調

和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パター

ンメーカー作業及び婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品

製造（帆布製品製造作業）、機械木工（機械木工作業及び木工機械整備作業）、製版

（DTP作業）、プラスチック成形（フロー成形作業）、強化プラスチック成形（エ

ポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業）、石材施工（石材

加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建

築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋

組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（ア

スファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防

水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォー

3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・

制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線

板設計作業及びプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調

和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成

形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカ

ルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカル

イラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び

機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

4 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、製種(機械生種製造作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)及び産業洗浄(化学洗浄作業)

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験

平成二十五年十二月四日(水)から平成二十六年二月十六日(日)までの間に於いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成二十六年一月二十六日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

金属溶解、鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験

(2) 三級

電気機器組立て及び配管

(二) 平成二十六年二月二日(日)に実施する職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、機械木工、強化プラスチック成形、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・

プラント製図

(3) 三級

機械加工、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図

(4) 単一等級

製種、バルコニー施工及び産業洗浄

(三) 平成二十六年二月九日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、製版、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装

(2) 三級

機械検査、プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図

(3) 単一等級

電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

3 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

4 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ、岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛て送付します(ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。)。後期試験の問題の公表は、平成二十五年十一月二十七日(水)から行います。

5 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(三) 三に定める手数料

(四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

2 提出先

千五〇二〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内
岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二二三三 四七七七)

3 受付期間

平成二十五年十月七日(月)から平成二十五年十月十八日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
 - (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。
- なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数を申請書に添えて納付してください。

なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

六 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十六年三月十四日(金)付けて岐阜県商工労働部産業技術課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十六年三月十四日(金)付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三

級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

七 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(要素試験及びペーパーテスト)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六)

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課(電話〇五八 二七二 一一一 内線三三三四)又は岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 二二三三 四七七)までお問い合わせください。

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（共用地図データ更新）
三 作業期間

平成二十五年八月一日から

同 二十六年三月三十一日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により笠松町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

笠松町

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成）

三 作業期間

平成二十五年八月二十三日から

同 二十六年三月十四日まで

四 作業地域

羽島郡笠松町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により川辺町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年九月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

川辺町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図修正）

三 作業期間

平成二十五年八月二十一日から

同 二十六年二月二十六日まで

四 作業地域

加茂郡川辺町

平成二十五年九月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社